

## 後期高齢者医療制度の令和2・3年度保険料率と令和2年度からの保険料軽減制度が改正されました

1 後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに保険料率の見直しを行っていますが、令和2・3年度の保険料率は、以下のとおり改定されました。

### (1) 令和2・3年度保険料率

保険料の計算に用いる保険料率は、現行の保険料率から引き上げとなります。

区 分	現行の保険料率 (平成30・令和元年度)	新しい保険料率 (令和2・3年度)	増減幅
均等割額 被保険者が等しく負担	年額 41,600 円	年額 43,300 円	+1,700 円
所得割率 被保険者が所得に応じて負担	7.94%	8.23%	+0.29ポイント

- 保険料率の引き上げは、医療給付費の増加や後期高齢者負担率の上昇などが影響しています。
- 被保険者ごとの保険料の実際の金額は、毎年8月以降に各市町村からお知らせします。

### (2) 保険料の計算方法

年間保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 43,300 \text{ 円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{総所得金額等}^{\ast 1} - 33 \text{ 万円}) \times 8.23\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料}^{\ast 2} \\ \hline (100 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

- 年度の途中で加入した方の保険料は、加入した月からの月割で計算します。
  - 所得の低い世帯の方には、被保険者と世帯主の所得に応じて保険料が軽減されます。
- ※1：総所得金額等とは、[公的年金収入－公的年金控除]、[給与収入－給与所得控除]、[事業収入－必要経費]等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物・株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も含まれます。

※2：1年間の保険料の上限額（賦課限度額）は64万円となります。（平成30・令和元年度は62万円）

## 2 令和2年度からの保険料の軽減措置は、以下のとおり改正されました。

### (1) 令和2年度の均等割額軽減措置

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合、下記のとおり均等割額は軽減されます。

本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から、段階的に見直しを行っています。

また、5割軽減と2割軽減の所得基準が令和元年度より拡大されます。

軽減割合			同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額
令和元年度	2年度	3年度	
8.5割 <sup>※1</sup>	7.75割	7割	【33万円】以下の場合
8割 <sup>※2</sup> (H30以前9割)	7割	7割	【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)の場合
5割	5割	5割	【33万円+28.5万円 <sup>※3</sup> ×被保険者数】以下の場合 <small>※3 変更前の額 28万円</small>
2割	2割	2割	【33万円+52万円 <sup>※4</sup> ×被保険者数】以下の場合 <small>※4 変更前の額 51万円</small>

#### ※1 8.5割軽減の段階的見直し

8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、令和元年度は8.5割軽減に据え置かれました。令和2年度から段階的に軽減割合の見直しを行い、令和2年度においては7.75割軽減が適用されます。

#### ※2 9割軽減の段階的見直し

これまでの9割軽減の区分に該当する方は、令和元年度においては8割軽減が適用されましたが、令和2年度以降は7割軽減となります。

なお、これまでの9割軽減の区分に該当する方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となる可能性があります。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。)

※ 65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定しています。また、専従者控除及び分離譲渡における特別控除は適用されません。